

閲覧補足説明書

建設部住宅課

1. 設計図書の質疑及び回答について

- (1) 設計図書に関する質疑は、書面（FAX・メール）のみを受付します。
- (2) 提出後に、提出した旨を住宅課まで電話連絡をお願いします。
- (3) 質疑書の提出は、令和8年7月30日（木）17時に締め切ります。

＜提出先及び連絡先＞

建設部住宅課

住 所 : 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3

連絡先 : 0884-22-3431

FAX : 0884-22-2103

メール : jutaku@anan.i-tokushima.jp

- (4) 質疑書に対する回答を記載した書面を次の通り供覧に付します。（質疑があった場合のみ）

- ① 閲覧期間 : 令和7年8月5日（水）から閲覧期間終了まで
- ② 閲覧場所 : 阿南市ホームページに掲載

2. 法定外労災保険の付保

- (1) 受注者は、本工事の契約工期を内包する保険期間による法定外労災保険に加入すること。
- (2) 当初契約時に法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。
- (3) 本工事の工期を変更したことにより、工期が法定外労災保険の保険適用外に及んだ場合、受注者は、速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。

※法定外労災保険について

従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

3. 「建設業退職金共済制度 掛金収納書」の提出

受注者は、「建設業退職金共済制度 掛金収納書」を工事請負契約時に、発注者に提出しなければならない。また、建設業退職金共済証紙等を追加購入した場合も、同様に発注者に提出すること。

なお、建設業退職金共済制度に加入した場合には、別に定める標識（シール）を見やすい場所に掲示しなければならない。

4. 県の「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の準用

受注者は、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

県と市の体制が符合しない場合は、監督員の指示に従うこと。